

令和 4 年 8 月 9 日
 第 1 回新宿区移動等円滑化促進方針推進協議会
 新宿区みどり土木部 道路課

「バリアフリーの道づくり」事業について

第二次実行計画「バリアフリーの道づくり」事業（以下、「本事業」という）について、令和 3 年 11 月策定の「新宿区移動等円滑化促進方針（以下、「促進方針）」という」に基づき、次のとおり整備路線を選定し、計画的に整備を進めていくので情報提供いたします。

1 取組の概要について

促進方針では、バリアフリー化すべき路線として、国が指定した「特定道路※1」（104 路線）を含む 355 路線を生活関連経路に設定しました。

本事業においては、そのうち、国の「特定道路」と区の「主要経路※2」が重複している 47 路線を整備対象路線に選定しました。（別紙「整備対象路線（47 路線）」）

その中で、生活関連施設等の状況を踏まえ 12 路線を優先整備路線とし、令和 9 年度までに重点的に整備していきます。

なお、優先整備路線以外の整備対象路線についても、道路の無電柱化、道路の改良等に合わせた整備や民間開発事業なども活用して、総合的にバリアフリー化を推進していきます。

※ 1 特定道路…主要な駅・公共施設・病院・福祉施設等を繋ぐ、国が指定した経路

※ 2 主要経路…区都市マスタープランで位置付けている幅員が概ね 6m 以上の道路

2 当事者等との意見交換について

各路線の設計に際しては、当事者等との意見交換を行いながら進めていきます。

本事業では、道路のバリアフリーに係わる当事者として、移動等円滑化促進方針推進協議会設置要綱第 3 条（2）「高齢者、障害者団体等を代表する者」に該当する団体へお声かけをさせていただきます。

要綱第 3 条（2）に該当する当事者等

障害者団体	障害者団体連絡協議会より選出
高齢者団体	新宿区高齢者クラブ連合会より選出
子育て等団体	子育てメッセ実行委員会より選出
町会	各路線の関係町会より選出
商店会	各路線の関係商店会より選出

※関係行政機関や施設管理者、公安委員会の皆様へは、バリアフリー整備の内容に応じて、別途区から協議させていただきます。

3 令和4年度の取組について

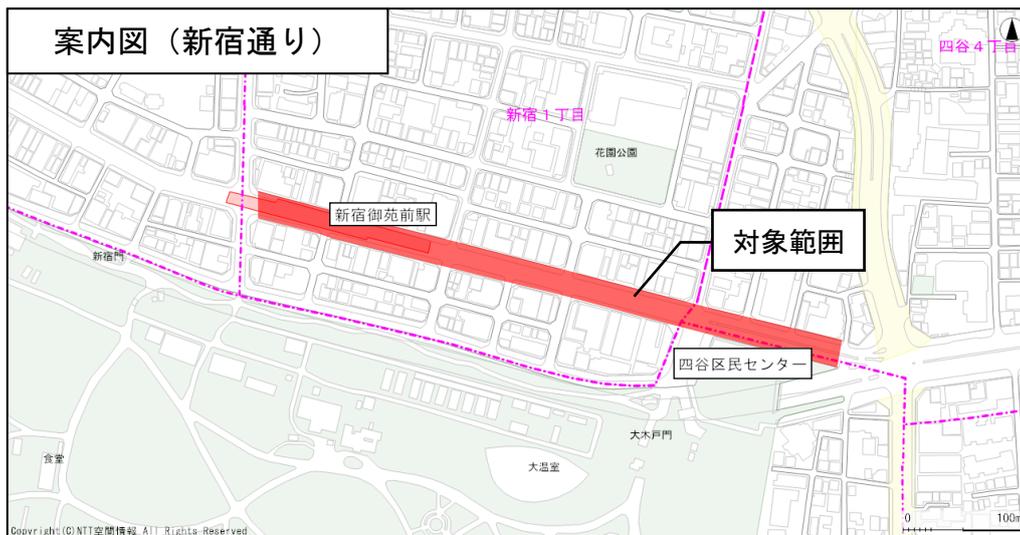
今年度は区役所通り・新宿通り（第Ⅰ期）の設計を進めていきます。

○第1回意見交換会（案）

日程：令和4年9月28日（水）午前10時から12時まで

場所：四谷区民センター（住所：新宿区内藤町87）

内容：新宿通り（新宿御苑前駅から四谷区民センターまで）のまちあるき

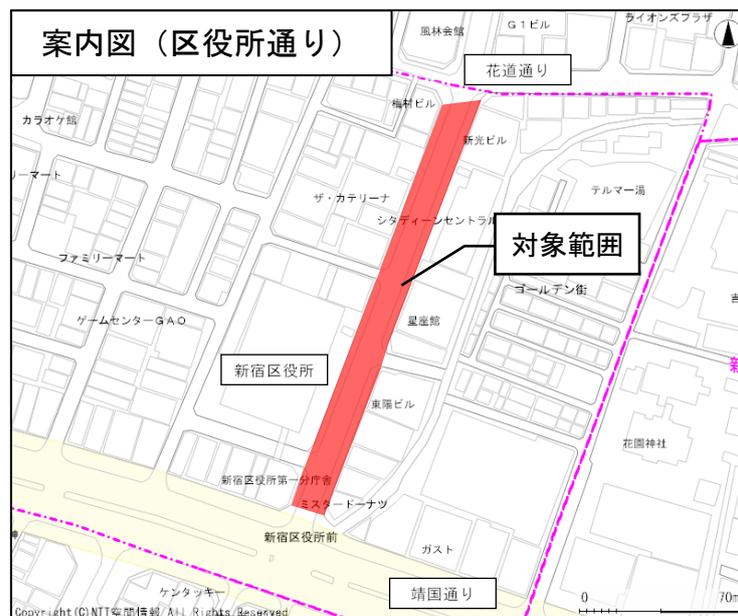


○第2回意見交換会（案）

日程：令和4年10月6日（木）午前10時から12時まで

場所：新宿区役所本庁舎（住所：新宿区歌舞伎町1-4-1）

内容：区役所通り（靖国通りから花道通りまで）のまちあるき



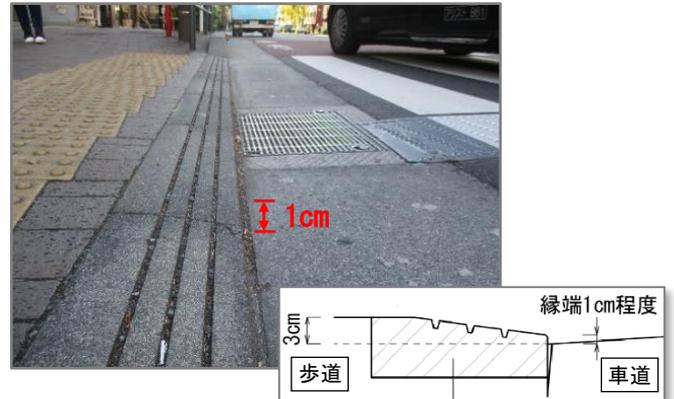
○意見交換会予備日

日程：令和4年10月14日（金）午前10時から12時まで

4 想定されるバリアフリー整備内容（例）



視覚障害者誘導用ブロックの連続設置



歩車道縁石ブロックの1cm化



歩道巻込み部の形状変更（コンパクト化）



防護柵ベンチの設置

新宿区 みどり土木部 道路課 計画係
電話番号 03-5273-3525（直通）